

議事（2） 仙台市社会福祉審議会全体会の開催方法について

仙台市社会福祉審議会の全体会の開催方法について、資料 5-2「仙台市社会福祉審議会における全体会開催の考え方」のとおり整理する。

（理由）

- ・ 仙台市社会福祉審議会運営要領第 5 条（「専門分科会及び審査部会の決議は、これをもって審議会の決議とする。」）により、全体会で審議すべき事項は、要領の改正等と限定的であることから、全体会で取り扱う内容により委員長の判断で書面開催とすることができるよう整理するもの。
- ・ ただし、委員長の選任は仙台市社会福祉審議会運営要領第 2 条第 1 項により、委員の互選を必要とすることから、原則として集合開催により行うこととするもの。